

# 特別支援教育の在り方(最終報告)に関する調査

石 岡 由 紀  
堤 荘 祐

## 問題と目的

今まで6年間にわたり、障害を持つ幼児・児童の就園・就学希望および就学後の状況について調査・研究を行ってきた。その結果、障害を持つ幼児・児童が、地域の子どもたちと同じ環境で保育や教育を受けるという考え方が主流となっていることが明らかになった。いわゆる「統合教育（保育）」の理念が順調にすすめられており、保護者の希望が概ね受け入れられているといえる。しかしながら、普通学級か特殊学級かという選択においては、現在においてもなかなか希望どおりの結果が出ているとは言いがたい状況にあった。

地域の子どもたちと同じ環境で小学校就学を希望していても、特殊学級への就学を余儀なくされるケースが、少なからず存在するというのが現状であろう。特殊学級における教育内容が充実したものであれば、ある程度納得できるかもしれないが、在籍している児童の保護者からは教員の専門性に関して多くの疑問や要望があげられていた。

一方、障害幼児通園施設や養護学校についても、長年にわたる障害児教育（保育）に関して、専門機関としての役割・機能を担ってきた成果を認めながらも、今後についてはその役割や機能の変換を望む声を多かった。つまり、長年にわたって培ってきた専門性を、障害を持つ幼児や児童のニーズに応じて提供、たとえば母子通園システム、療育機能の強化、地域のセンター的役割に生かして欲しいというものである。

また、就園・就学に関して相談できる機関の設置、教員の質はもとより量に

関すること等々、保護者からの障害児教育への要望は多岐にわたっていた。

こうした状況の中、文部科学省は「特別支援教育の在り方について（最終報告）」の発表を行った。この報告の中で、障害のある幼児・児童生徒の視点に立って一人ひとりのニーズを把握して必要な教育支援を行うとともに、地域交流・生涯学習活動への支援や早期療育・早期教育の充実などによる障害児者への生涯にわたった支援を基本的な考え方として、今後の特殊教育の在り方が述べられている。

今回の調査は、この報告について障害を持つ幼児・児童の保護者がどのように受け止めているのか、また内容についてどこまでの理解や情報も持っているのかを把握し、これからの障害児教育の在り方について検討・考察を加えることを目的とした。

## 方法

### 1. 調査対象

調査対象は、障害を持つ幼児・児童およびその保護者である。調査は幼児・児童およびその保護者を対象としているが、回答は必然的に保護者によるものである。

### 2. 手続きおよび質問内容

調査は2003年9月から11月にかけて幼児・児童およびその保護者に対して行った。調査は質問紙法を採用した。その内容はおおむね次の点に大別される。①年齢②現在の就園・就学先③就園・就学の選択理由について④障害の種類⑤特別支援教育について⑥特別支援教育に対する意見を自由記述で回答を求めるものである（自由記述に関してはKJ法を用いて分類を行った）。なお、質問紙内の特別支援教育に関する内容は文部科学省のホームページから「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」のポイントから引用した。

## 結果

### 1. 回収状況

調査対象である幼児・児童およびその保護者は120組であり、そのうち回収が可能となったのは69組で、回収率は57.6%である。

### 2. 対象幼児の状況

#### ①年齢

対象幼児・児童の就園・就学先と年齢を示したのが Table 1 と Fig. 1 である。

Table1 対象幼児・児童の就園・就学先と年齢

就園・就学先	人数(人)
未就園	1
保育所(園)	16
幼稚園	7
通園施設	15
小学校普通学級	4
小学校特殊学級	24
養護学校	2
計	69

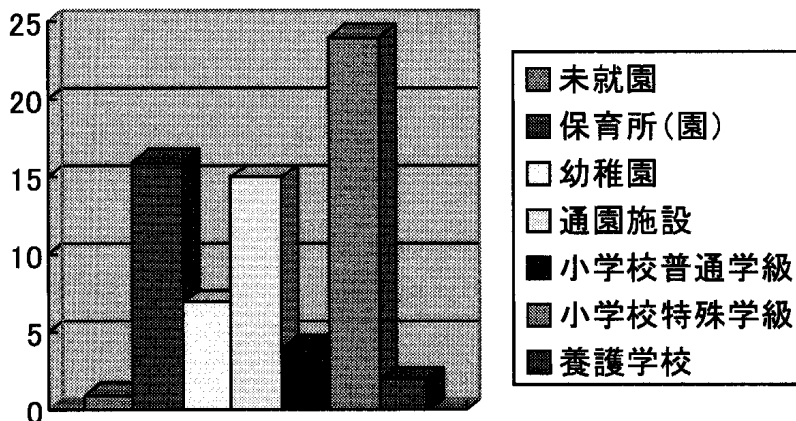


Fig.1 対象幼児・児童の就園・就学先と年齢

#### ②障害の種類

対象幼児・児童の障害の種類を示したのが Table 2 と Fig. 2 である。知的障

害児16名，ダウン症児19名，広汎性発達障害児30名，その他4名である。

Table2 対象幼児・児童の障害の種類

障害の種類	計(人)
知的障害児	16
ダウン症児	19
広汎性発達障害児	30
その他	4
計	69

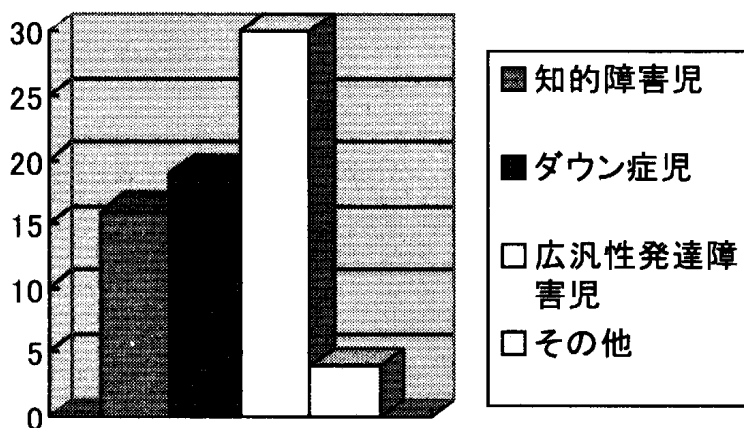


Fig.2 対象幼児・児童の障害の種類

### 3. 文部科学省のいうところの特別支援教育について

#### ①特別支援教育という文言について

Table3 特別支援教育という文言について

特別支援教育という文言について	人数(人)
最近よく聞く	24
聞いたことがある	10
聞いたことはあるが内容はよくわからない	23
全く聞いたことがない	12
計	69

特別支援教育という文言について聞いたことがあるか否かに対する回答は以下のとおりである (Table3/Fig.3)。最近よく聞くと回答したのは24名で回答者の34.8%，聞いたことがあると回答したのは10名で回答者の14.5%，聞いたことはあるが内容はよくわからないと回答したのは23名で回答者の33.3%，全く聞いたことがないと回答したのは12名で回答者の17.4%である。

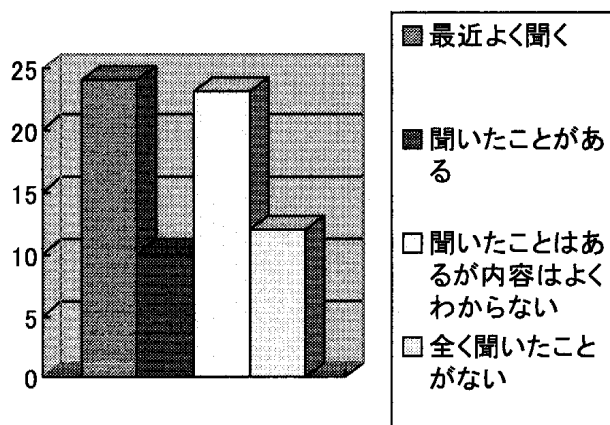


Fig.3 特別支援教育という文言について

## ②特別支援教育に対する関心について

特別支援教育に対する関心があるか否かに対する回答は以下のとおりである (Table.4/Fig.4)。とても関心があると回答したのは40名で回答者の58.0%，関心があると回答したのは28名で回答者の40.6%，関心はないと回答したのは1名である。

Table4 特別支援教育に対する関心について

特別支援教育に対する関心について	人数 (人)
とても関心がある	40
関心がある	28
関心はない	1
計	69

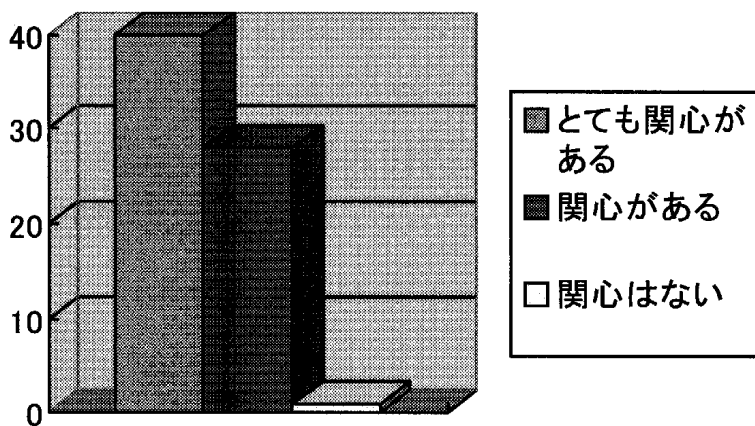


Fig.4 特別支援教育に対する関心について

③文部科学省のいうところの現状認識について

文部科学省のいうところの現状認識についてどう思うかとの問いに対する回

Table5 文部科学省のいうところの現状認識について

文部科学省のいうところの現状認識について	人数 (人)
とてもそう思う	27
そう思う	36
そう思わない	0
全くそう思わない	0
わからない	6
計	69

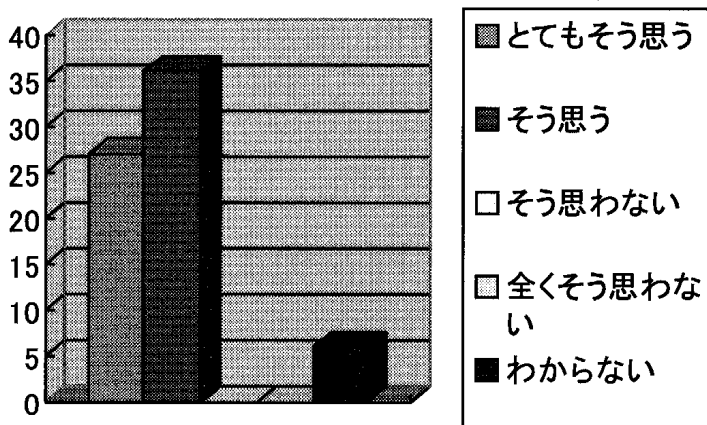


Fig.5 文部科学省のいうところの現状認識について

答は以下のとおりである (Table5/Fig.5)。とてもそう思うと回答したのは27名で回答者の39.1%， そう思うと回答したのは36名で回答者の52.2%， そう思わない， 全くそう思わないと回答したのは0名， わからないと回答したのは6名で回答者の8.7%である。

④教員の専門性が不十分であるという認識について

教員の専門性が不十分であるという文部科学省の認識についてどう思うかとの問いに対する回答は以下のとおりである (Table6/Fig.6)。とてもそう思うと回答したのは56名で回答者の81.2%， そう思うと回答したのは10名で回答者の14.5%， そう思わない， 全くそう思わないと回答したのは0名， わからない

Table 6 教員の専門性が不十分であるという認識について

教員の専門性が不十分であるという認識について	人数 (人)
とてもそう思う	56
そう思う	10
そう思わない	0
全くそう思わない	0
わからない	2
無記入	1
計	69

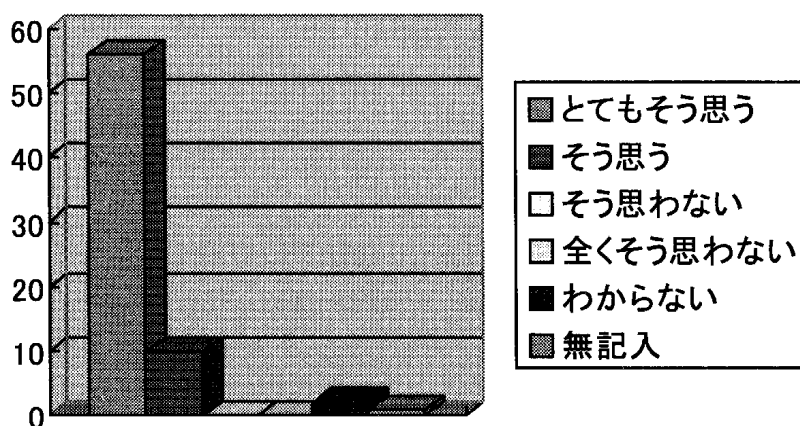


Fig.6 教員の専門性が不十分であるという認識について

と回答したのは2名で、無記入が1名である。

⑤特別支援教育の内容について

文部科学省のいうところの特別支援教育の内容についてどう思うかの問いに対する回答は以下のとおりである (Table7/Fig.7)。とても賛同できると回答したのは21名で回答者の30.4%，賛同できると回答したのは18名で回答者の26.1%，あまり賛同できないと回答したのは8名で11.6%，全く賛同できないと回答したのは4名5.8%，わからないと回答したのは16名で回答者の23.2%，無記入が2名である。

Table7 特別支援教育の内容について

特別支援教育の内容について	人数 (人)
とても賛同できる	21
賛同できる	18
あまり賛同できない	8
全く賛同できない	4
わからない	16
無記入	2
計	69

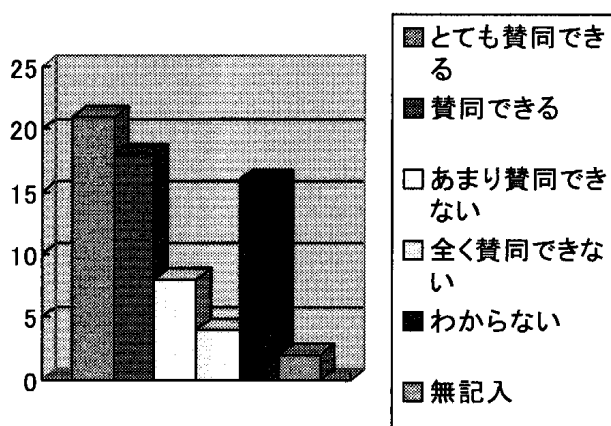


Fig.7 特別支援教育の内容について



⑥特殊教育から特別支援教育への発想の転換について

文部科学省のいうところの特殊教育（障害の程度に応じ特別の場で行う教育）から特別支援教育（一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育支援行う教育）への発想の転換についてどう思うかの問いに対する回答は以下のとおりである（Table8/Fig.8）。とても必要であると回答したのは27名で回答者の39.1%，必要であると回答したのは25名で回答者の36.2%，あまり必要だとは思わないと回答したのは3名，全く必要だとは思わないと回答したのは1名，わからないと回答したのは11名で回答者の16.5%，無記入が2名である。

Table8 特殊教育から特別支援教育への発想の転換について

特殊教育から特別支援教育への発想の転換について	人数（人）
とても必要だと思う	27
必要だと思う	25
あまり必要だとは思わない	3
全く必要だとは思わない	1
わからない	11
無記入	2
計	69

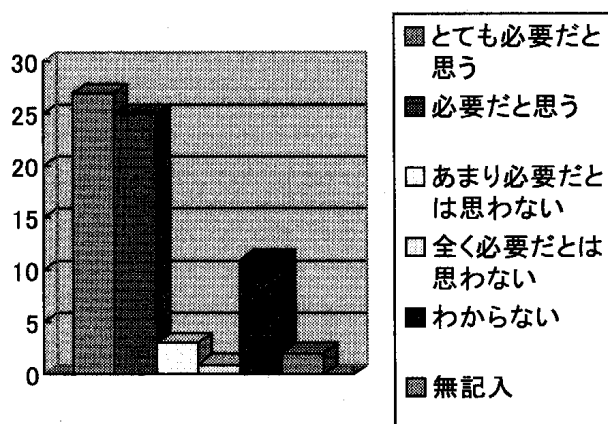


Fig.8 特殊教育から特別支援教育への発想の転換について

⑦特別支援教育のあり方について

文部科学省のいうところの特別支援教育のあり方についてどう思うかの問い

に対する回答は以下のとおりである (Table9/Fig.9)。とても賛同できると回答したのは29名で回答者の42.0%，賛同できると回答したのは29名で回答者の42.0%，あまり賛同できないと回答したのは2名，全く賛同できないと回答したのは1名，わからないと回答したのは7名で回答者の10.1%，無記入が1名である。

Table9 特別支援教育のあり方について

特別支援教育のあり方について	人数 (人)
とても賛同できる	29
賛同できる	29
あまり賛同できない	2
全く賛同できない	1
わからない	7
無記入	1
計	69

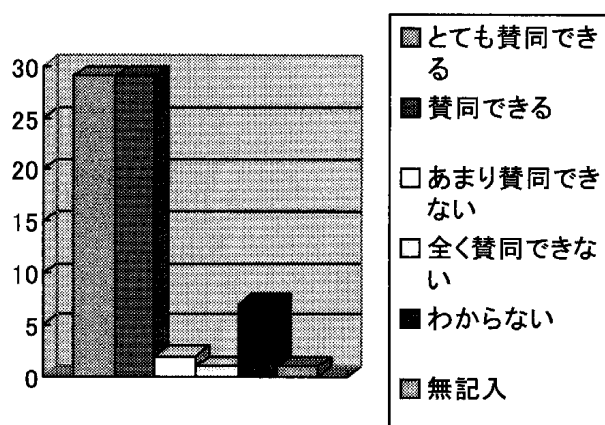


Fig.9 特別支援教育のあり方について

⑧特別支援教育計画の必要性について

特別支援教育計画の必要性についてどう思うかの問いに対する回答は以下のとおりである (Table10/Fig.10)。とても必要であると回答したのは28名で回答者の40.6%，必要であると回答したのは32名で回答者の46.4%，あまり必要ではないと回答したのは0名，全く必要ではないと回答したのは1名，わから

ないと回答したのは6名で回答者の8.7%，無記入が2名である。

Table10 特別支援教育計画の必要性について

特別支援教育計画の必要性について	人数(人)
とても必要だと思う	28
必要だと思う	32
あまり必要だとは思わない	0
全く必要だとは思わない	1
わからない	6
無記入	2
計	69

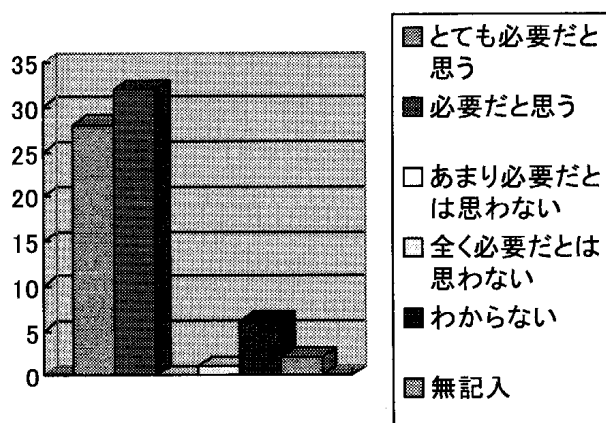


Fig.10 特別支援教育計画の必要性について

#### ⑨コーディネーターの配置について

コーディネーターの配置についてどう思うかの問いに対する回答は以下のとおりである (Table11/Fig.11)。とても賛同できると回答したのは29名で回答者の42.0%，賛同できると回答したのは27名で回答者の39.1%，あまり賛同できないと回答したのは2名，全く賛同できないと回答したのは0名，わからないと回答したのは10名で回答者の14.5%，無記入が1名である。

Table11 コーディネーターの配置について

コーディネーターの配置について	人数(人)
とても賛同できる	29
賛同できる	27
あまり賛同できない	2
全く賛同できない	0
わからない	10
無記入	1
計	69

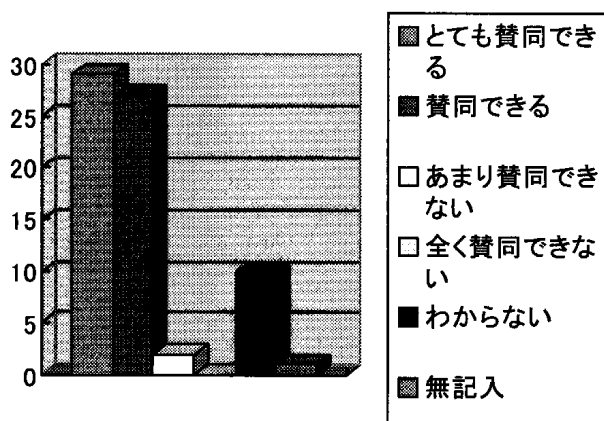


Fig.11 コーディネーターの配置について

⑩広域特別支援教育連絡協議会の設置について

文部科学省のいうところの広域特別支援教育連絡協議会の設置についてどう思うかの問いに対する回答は以下のとおりである (Table12/Fig.12)。とても賛同できると回答したのが20名で回答者の30.0%，賛同できると回答したのが22名で31.9%，あまり賛同できないと回答したのが2名，全く賛同できないと回答したのが0名，わからないと回答したのが22名で31.9%，無記入が3名である。

Table12 広域特別支援教育連絡協議会の設置について

広域特別支援教育連絡協議会の設置について	人数 (人)
とても賛同できる	20
賛同できる	22
あまり賛同できない	2
全く賛同できない	0
わからない	22
無記入	3
計	69

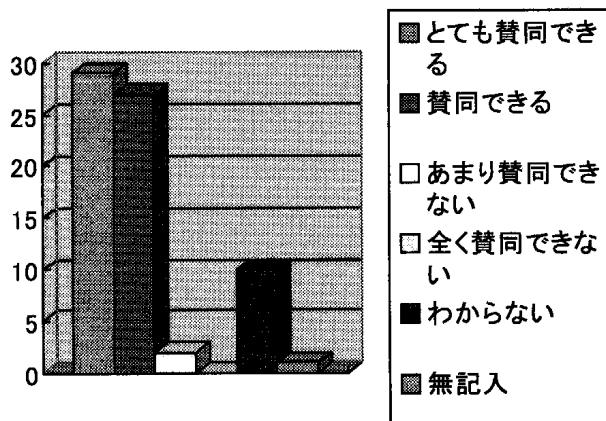


Fig.12 広域特別支援教育連絡協議会の設置について

①盲・聾・養護学校における名称と役割変更について

盲・聾・養護学校における特別支援学校への名称と役割変更についてどう思うかの問いに対する回答は以下のとおりである (Table13/Fig.13)。とても賛同できると回答したのは13名で回答者の18.8%，賛同できると回答したのは18名で回答者の26.1%，あまり賛同できないと回答したのは4名で5.8%，全く賛同できないと回答したのは3名4.3%，わからないと回答したのは29名で回答者の42.0%，無記入が2名である。

Table13 盲・聾・養護学校における名称と役割変更について

盲・聾・養護学校における名称と役割変更について	人数(人)
とても賛同できる	13
賛同できる	18
あまり賛同できない	4
全く賛同できない	3
わからない	29
無記入	2
計	69

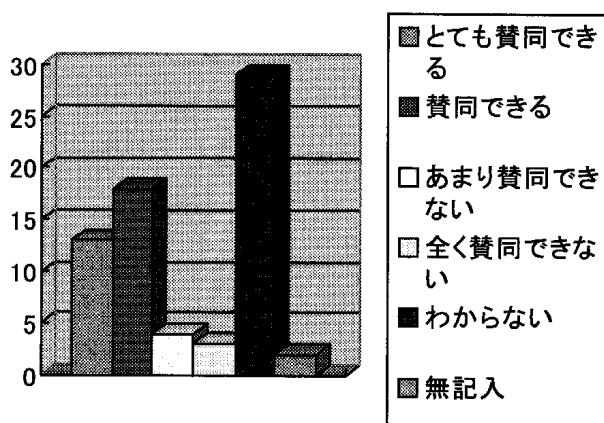


Fig.13 盲・聾・養護学校における名称と役割変更について

#### 4. 特別支援教育実施について（自由記述）

##### ①賛同する理由

- 教育の方法として多様化（特別な配慮を必要とする子どもの存在の顕在化による）している現代の子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな指導・教育を受けることが可能となると思う。
- 今まで特殊教育の範疇に入らなかったいわゆる軽度発達遅滞といわれる子どもおよび保護者にとってよい教育支援となると思う。
- 障害を持つ子どもといわれる健全といわれる子どもが地域の同じ学校で一緒に生活することで、地域社会で生活するための土壌作りになると思う。

## ②反対する理由

- ・情報が少なく具体性に欠ける。教育現場の教員さえも十分な理解ができていない状況である。
- ・この制度を実現化するための教員の質と人数確保が実際に可能であるのか疑問である。
- ・いわゆる軽度発達遅滞といわれる子どもにとってはよい制度であると思われるが、普通学級に在籍することが負担になる子どもがいるのではないか。

## ③この制度に対して期待すること

- ・その子ども一人ひとりのニーズに応じた教育が普通学級に在籍しながらも受けることができるようになること。
- ・いわゆる健常といわれる子どもの保護者から一人ひとりのニーズに応じた支援の必要性が理解してもらえること。
- ・教師の子ども理解がこの制度の成果を決定する必要条件であると考えられる。教員の資質向上と増員の実現。
- ・いわゆる健常といわれる子どもと一緒に生活することで、社会性が身についたり、特別な存在ではない（障害＝個性）という障害児理解の向上と保護者への啓蒙活動の一助になること。
- ・専門家といわれる人材の活躍。
- ・保護者の意見を取り入れ、支援してもらえる制度であると理解しているので、その希望が実現され今後定着すること。

## ④この制度に対して不安に思うこと

- ・多様な子どもがいる中で、教員の負担が増加し教育の質と教員の対応が低下するのではないか。
- ・教員の人数確保は十分なされるのか。
- ・適切な人材養成は行われているのか。
- ・適切な人材確保のための人件費はどのように捻出されるのか。
- ・子どもによってはこの制度になじまない場合も生じるのではない。いわゆる軽度発達遅滞といわれる子どものレッテル貼りに終わってしまうのではない

か。

- ・具体的な内容や実現手段がほとんどわかっていない状況での実施は時期尚早ではないのか。
- ・理念だけが先行し、実際の教育現場は混乱が生じるだけではないのか。
- ・地域の中で育てるということを明言しているのか。

## 考察

本研究は平成14年3月文部科学省が示した「特別支援教育」のポイントを提示し、障害を持つ子どもの保護者に対してその内容についての理解の程度や意見等を調査したものである。近年の調査からも明らかになっているように、障害を持つ幼児や児童が地域の幼稚園や保育所・園または小学校に在籍していることは明らかな事実である。しかしながらその実態については多くの疑問が示唆されてきている。この実態を背景に今回「特別支援教育」が実施されることになるわけであるが、それに対して保護者はどのように理解しているのだろうか。まず「特別支援教育」という文言については「最近よく聞く」(24名)「聞いたことがある」(10名)「聞いたことはあるが内容はよくわからない」(23名)を合計すると、57名となり全回答者の82.6%にあたる。およそ80%の保護者が「特別支援教育」という文言を聞いたことがあると答えているが、「内容がわからない」(23名)と「全く聞いたことがない」(12名)を合計すると半数以上の35名(50.8%)の保護者がその内容についてはわからない状態であるといえる。また内容まではわからないが、この制度に対する関心についての質問には、1名を除いてほとんどの保護者が関心を示している。このことから「特別支援教育」という文言の普及および関心は高いが、その内容の理解については未だ低い状態にあることが示唆されたものと思われる。

さて、「特別支援教育」実施に関する経緯についてであるが、文部科学省のいうところの現状認識は以下のとおりである。

- ①特殊教育諸学校(盲・聾・養護学校)もしくは特殊学級に在籍するまたは通級による指導を受ける児童生徒の比率は近年増加している。



- ②重度・重複障害のある児童生徒が増加するとともに LD, ADHD など通常の学級において指導が行われている児童生徒への対応も課題となるなど、障害のある児童生徒の教育について対象児童生徒数の量的な拡大傾向、対象となる障害種の多様化による質的な複雑化も進行。
- ③特殊教育教諭免許状保有率が特殊教育諸学校の教員の半数程度であるなど専門性が不十分な状況。また、専門性の向上のためには、個々の教員の専門性の確保はもちろん障害の多様化の実態に対応して幅広い分野の専門家の活用や関連部局間及び機関間の連携が不可欠。
- ④教育の方法論として、障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを専門家や保護者の意見を基に正確に把握して、自立や社会参加を支援するという考え方への転換が求められている。
- ⑤近年の厳しい財政事情等を踏まえ、既存の人的・物的資源の配分について見直しを行いつつ、また、地方分権にも十分配慮して、新たな体制・システムの構築を図ることが必要。

それに関しては「わからない」と答えた6名以外の90%以上の保護者が「とてもそう思う」「そう思う」と答えており、現代の多様化している子どもの実態についての認識は文部科学省の示すところとほぼ一致しているものと考えられる。

自由記述からも現代の多様化した子どもの実態に即したきめ細やかな教育の実践が望まれていることが明らかであった。軽度発達遅滞といわれる子どもにおいては、今までの特殊教育の対象外とされていたものが本制度により特別な教育支援を受けることが可能となる。また他の児童とは違った在籍（特殊学級籍）でなくても彼らのニーズに応じた教育を受けることができることは本人やその保護者にとっては朗報であろう。また今まであまり理解されることがなかった彼らの実態について他の保護者に対する啓蒙にもつながると期待の意見も見られる。

教員の専門性が不十分であるという認識について「わからない」（2名）と無記入（1名）以外のほとんどの保護者が「とてもそう思う」「そう思う」と

答えており、現代の多様化した教育現場において専門性を持った教員の配置が望まれているということが顕著に現れたものと考えられる。自由記述の中にも教員の資質に関する意見が多くみられるなど、この制度を実際に運営していくためにはこの制度成立の経緯および専門的知識を兼ね備えた教員の存在が不可欠であろう。

さらに従来の「特殊教育」から「特別支援教育」への発想の転換について文部科学省は以下のように述べている。

障害の程度等に応じ特別の場で指導を行う「特殊教育」から障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換を図る。

それに対して「とても必要である」(27名)「必要である」(25名)と大半の保護者がこの発想の転換は必要であると考えているものの、11名の保護者がわからないと答えており、自由記述からは基本的に普通学級に在籍することが困難な子どもも存在するのではないのか、また理念だけが先行し、教育現場では混乱が起こるだけではないのかという意見がみられるなど、この制度の実施が時期尚早ではないかと危惧する意見も明らかにされた。

また特別支援教育のあり方についてであるが、文部科学省のいうところの「特別支援教育」のあり方の基本的考えは以下のとおりである。

特別支援教育とは、従来の特殊教育の対象の障害でなく、LD,ADHD, 高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものである。

それに関しては「とても賛同できる」(29名)「賛同できる」(29名)と80%以上の保護者が答えており、文部科学省のいうところの「特別支援教育」のあり方に関しては多くの保護者が理解を示している。

そしてその内容に関して文部科学省は以下のとおり述べている。

①「個別の教育支援計画」障害のある子どもを生涯にわたって支援する観点か

ら、一人ひとりのニーズを把握して、関係者・機関の連携による適切な教育的支援を効果的に行うために、教育上の指導や支援を内容とする「個別の教育支援計画」の策定、実施、評価が重要。

②「特別支援教育コーディネーター」学内、または、福祉・医療等の関係機関との間の連絡調整役として、あるいは、保護者に対する学校の窓口の役割を担う者として学校に置くことにより、教育的支援を行う人、機関との連携協力強化が重要。

③「広域特別支援連携協議会等」地域における総合的な教育的支援のために有効な教育、福祉、医療等の関係機関の連携協力を確保するための仕組みで、都道府県行政レベルで部局横断型の組織を設け、各地域の連携協力体制を支援すること等が考えられる。

それに関して「とても賛同できる」(21名)「賛同できる」(18名)と半数以上の保護者が賛成しているのであるが、「あまり賛同できない」(8名)「全く賛同できない」(4名)「わからない」(16名)と半数近くの保護者は実施される内容については多少の疑問があるものと考えられる。自由記述にも見られるように、実際にこの制度を教育現場で実施していく教員の資質および専門性の保有の問題、さらにはその教員を確保するための予算の捻出方法についての大きな疑問が残るところである。

盲・聾・養護学校における名称変更(特別支援学校)と役割変更(センター的役割)については「とても賛同できる」(13名)「賛同できる」(18名)に対して「あまり賛同できない」(4名)「全く賛同できない」(3名)「わからない」(29名)と半数以上の保護者が疑問を持っているようである。

これらのことから、今回の「特別支援教育」実施に関して、障害を持つ子どもの保護者は、現代の多様化している子どもの実態やそれに伴う教育のあり方の変更の必要性、いわゆるこの制度の理念に関しては概ね賛同し、理解を示しているものと考えられる。しかしながら、実際にこの理念を遂行していくにあたっての具体的な提示がなされていないこと、特に今回の制度改革のキーポイントとなる教員の資質向上、専門性の保有およびその教員を必要量確保するた

めの予算捻出の方法などが全く明らかにされていないことで、大きな不安を抱いていることが明らかにされたものと考えられる。

## 結論

「特別支援教育」実施に関して、その理念とされる場所は多くの人が賛同するところであろう。しかしながら今回の調査でも明らかになったようにその理念を実践するための方法論が明確化されていないことによる不安が多く聞かれる。障害を持つ子どもと持たない子どもが同じ環境ですごすことの重要性はいうまでもない。しかしながらそれを実践することにのみ主眼がおかれ、その場の主役であるはずの子どもがお互いに不利益を被るようであればその理念の実施にあまり意味は見出されない。またその一方でそのことばかりが危惧され、障害の「ある」「なし」や障害の「軽」「重」によってのみで子どもの存在すべき場所が固定されてしまうということにも、大きな問題があるといえよう。今回の「特別支援教育」は一人ひとりのニーズを重要視するということが主眼におかれている。その理念を実践するにあたっては実に様々なケースが存在することになるであろう。今回の制度が導入されることで、教育現場の教員の力量が大いに試されることとなるであろう。今までのような画一的な対応では今回の制度の導入・実施は不可能であることが十分考えられる。「総合的な学習」の導入時にも感じたことではあるが、なるほどその学習理念はすばらしいものであるが、それを実践する教員の力量、内容理解、意識改革がその理念に伴ったものであったのかという疑問である。今回の「特別支援教育」にも同じような疑問が残るのは非常に残念なことである。しかしながら理念や理想のないところに良い教育実践が存在することはないのである。ただし理念を提示した以上はそれを実施することのできる環境を構成する責任があるはずである。それが提示されない今、この「特別支援教育」の船出には大きな不安が同乗しているものと思われる。ただ今回の制度導入によって教育現場にいる教員一人ひとりがこの理念を自分なりに理解し、子ども一人ひとりに応じた教育の実践の足がかりになれば幸いである。そのためにはこの制度の理念や方法論を広く子ど

もや保護者に提示し、その理解を得るための作業が必要とされるものと考えられる。

## 今後の課題

今回の調査によって、障害を持つ子どもの保護者がこの制度に対する期待はあるものの、その実践については未だ多くの疑問を持っていることが明らかになった。実施の時期については諸説さまざま未だ明確にされていないところではあるが、この制度が実際に実施されることは決定されているようである。保護者の自由記述にも述べられていたように、実際の教育現場で実践する教員の理解と実践力について、また今まで特殊教育として特殊な場で特殊な教育を受けていた子どもが、いわゆる健常といわれる子どもと同じ普通学級に籍を置くということについてその子どもの保護者はどのように感じているのかという実態の把握が必要であるものと考えられる。そして何よりもこの制度が実施されることで教育の主役であるはずの子どもが不利益を被ることがないように、その実践のありようを調査する必要性があるものとする。

## 参考文献

- 堤莊祐他「障害を持つ幼児およびその保護者の就園希望に関する調査ーダウン症児の場合を中心にー」神戸親和女子大学児童教育学研究 第17号 1998年」
- 石岡由紀他「障害を持つ幼児およびその保護者の就園希望に関する調査Ⅱ」神戸親和女子大学児童教育学研究 第18号 1999年
- 堤莊祐他「障害を持つ幼児およびその保護者の就園希望に関する調査Ⅲ」神戸親和女子大学児童教育学研究 第19号 2000年
- 石岡由紀他「障害を持つ幼児およびその保護者の就園希望に関する調査Ⅳ」神戸親和女子大学児童教育学研究 第20号 2001年
- 堤莊祐他「障害を持つ幼児・児童およびその保護者の就園希望に関する調査Ⅴ」神戸親和女子大学児童教育学研究 第21号 2002年
- 石岡由紀他「障害を持つ児童およびその保護者の就学に関する調査Ⅵ」神戸親和女子大学児童教育学研究 第22号 2003年
- 木村宣孝「個別の指導計画の作成の必要性～実態把握を中心に～」季刊 特別支援教育 No. 3 2001年 東洋館出版社

- 拓殖雅義「学習障害の『判断』『支援の実際』『支援システム』」季刊 特別支援教育No. 5 2002年 東洋館出版社
- 大南秀明「基準の見直しと就学相談の在り方」季刊 特別支援教育No. 7 2002年 東洋館出版社
- 宮崎英憲「盲・聾・養護学校のセンター的役割—特別支援教育を推進するために—」季刊 特別支援教育No. 9 2003年 東洋館出版社
- 文部科学省初等中等教育特別支援教育課「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」2003年 季刊 特別支援教育No.10 2003年 東洋館出版社
- 杉山登志郎他「特別支援教育のための精神・神経医学」学習研究社 2003年